# 二級建築士の免許取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、二級建築士の免許を取消したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和８年１１月９日

岐阜県知事　　江崎　　禎英

１　免許の取消しをした年月日
　令和８年１１月９日

２　免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
　徳丸　亜紀　　二級建築士　岐阜県知事登録第８０９３号

３　免許の取消しの理由
　建築士法第８条の２の規定による届出があったため。